

Q 3 記録書Ⅱを取込んだのに加算が自動でつかない

■ 記録書Ⅱを作成し、一括展開もしくは記録取込で自動算定させたいが加算が付きません。

寿では、事前に【訪問看護療養費】画面で、「個人請求パターン」を作成しておく、記録書Ⅱの内容を取込み、訪問看護療養費明細書（レセプト）を作成することができます。

■ Answer

（１）寿にて自動算定出来る加算は以下となります。

（a）難病等複数回訪問加算

- ①基準告示第2の1に規定する疾病の利用者（台帳の既往歴・現病歴）。
 - ②対象日が特別訪問看護指示期間対象内（運用管理の特別指示書の期間）
- 訪問年月日に同一日で記録が入力されている場合に算定されます。

（b）緊急時訪問看護加算

緊急時訪問看護のレ点が入ると算定されます。

～ 次ページへ続く ～

(c) 長時間訪問看護加算

- ① 15 歳以上で別表第八の疾患の利用者（台帳の既往歴・現病歴）
- ② 15 歳未満で超重症児、準超重症児、または別表第八の疾患の利用者（台帳の既往歴・現病歴）
- ①②の何れかの条件の下で訪問時間が 90 分を超える場合に算定されます。

～ 次ページへ続く ～

(d) 乳幼児加算

訪問日の年齢が 6 歳未満の時に算定されます。

(e) 複数名訪問看護加算

看護職員と他の看護師などが同行して実施した際に算定されます。

記録書Ⅱの 2 人目の職種で請求する内容を判定して算定されます。請求対象のレ点も入れて下さい。

Point !

自動参照する際に記録書Ⅱにて登録が必要な箇所は、訪問日（難病等複数回加算）、訪問時間（長時間訪問看護加算・夜間早朝加算）、担当看護師（複数名訪問看護加算）、緊急時訪問のチェックボックス（緊急時訪問看護加算）となります。

また、加算によっては、利用者台帳の既往歴・現病歴等の登録が自動算定の条件になっている場合があります。

～ 次ページへ続く ～

【記録との連携にて自動算定される加算と条件について】は、

「訪問看護療養費」画面の「記録参照」ボタンをクリックし、 をクリックすると内容を確認することができます。

